

平成 28 (2016) 年度
関西国際大学自己評価報告書

目 次

I. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	1
基準 1 使命・目的等	1
基準 2 学修と教授	7
基準 3 経営・管理と財務	23
基準 4 自己点検・評価	35
II. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	40
基準 A 国際交流・連携	40
基準 B 地域貢献・交流	46

I. 使命・目的等

I-1 使命・目的及び教育目的の明確性

○評価の項目

I-1-(1) 意味・内容の具体性と明確性

I-1-(2) 簡潔な文章化

■2015年度自己点検評価書のI-1の改善・向上方策(将来計画)

・大学の目的等を学生が本当に理解できているか、あるいは具体的なイメージを持つことができているかを点検し、共通理解できるよう引き続き見直しを行う。

・高等教育研究開発センター及び各学科は、諸規則に定めた教育目標の達成方法や評価方法を学生に十分に理解させ、定着させる。

■現状

(1)

・大学の使命・目的は、学則第1条に明記している。さらにこの目的を実現するため、学則第1条を具体化し、学則第1条の2第1項で本学の教育目標を、「(1)自律できる力、(2)社会に貢献できる力、(3)心豊かな世界市民としての資質、(4)問題解決能力、(5)コミュニケーション能力、(6)専門的知識・技術」と明記している。

・平成28(2016)年度より全学共通科目「評価と実践Ⅰ」を開講し、学生が本学の教育目標の達成方法や自己評価の方法を学ぶ機会を設定した。

・大学院の使命・目的は、大学院学則第1条に明記している。

・平成28(2016)年4月、大学院における人材養成目的をより明確にするために学則改正を行った。

(2)

・大学及び大学院の目的及び教育目標、各学部の教育研究上の目的、及び、各学科の教育目標は、学則及び学部規則等に簡潔に条文化している。

・学生が、大学の教育目標を達成できるように、ループリック形式のレベルに応じた達成目標を簡潔な文章で表現した「KUIS 学修ベンチマーク (以下、「ベンチマーク」という。)」を作成している。

・各研究科及び各学科の教育目標は、簡潔な文章で表現している。

■評価

(1)

・大学の使命・目的及び教育目的は明確に示されている。また、改正により大学院の教育目的がより明確になった。

(2)

・大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、簡潔な文章で表現されている。

■ 課題

- ・現時点では、解決されている。

I. 使命・目的等

I-2 使命・目的及び教育目的の適切性

○評価の項目

- I-2-(1) 個性・特色の明示
- I-2-(2) 法令への適合
- I-2-(3) 変化への対応

■2015年度自己点検評価書のI-2改善・向上方策(将来計画)

中央教育審議会の動向を見極め、教育目標の達成度を評価するための具体的な評価計画の検討を高等教育研究開発センター教育開発部門及び評価センターで進める。

■現状

(1)

- ・本学の教育理念は、学校法人濱名学院の建学の精神である「以愛為園」の精神を、具現化しており本学の個性・特色を表している。
- ・本学の目的に「グローバルな視野に立った教養」、「国際社会で活躍できる人材の育成」国際大学としての人材養成の要素を盛り込んでいる。また、大学の教育目標にも本学の個性・特色である教育理念を反映し、明示している。

(2)

- ・本学の目的は学校教育法第83条の規定及び大学設置基準第2条に則り、学部、学科ごとに、人材の養成に関する目的等を各学部、学部規則に定めている。さらに、大学院設置基準第1条の2に則り、大学院の人材の養成に関する目的等を大学院学則に定めている。

(3)

- ・企画・広報課は、人材養成に関する社会的ニーズの動向などを随時情報収集しており、理事会や執行部会議に提示できる体制をとっている。
- ・高等教育研究開発センター教育開発部門及び評価センターは、中央教育審議会高等教育部会が示したガイドラインに則り、卒業論文の評価、到達確認試験、ベンチマークチェックなどを用いた達成度の評価計画を整備中である。

■評価

(1)

- ・人材養成の要素が、教育目標には教育理念が盛り込まれており、本学の個性・特色を明示している。

(2)

- ・法令に則って人材養成目的を規定化している。

(3)

- ・変化に対応できる体制を整えている。

■課題

- ・ 高等教育研究開発センター教育開発部門及び評価センターは、評価計画を完成させ実施する。
- ・ 企画・広報課は、引き続き社会的ニーズについて情報収集を行う。

I. 使命・目的等

I-3 使命・目的及び教育目的の有効性

○評価の項目

I-3-(1) 役員、教職員の理解と支持

I-3-(2) 学内外への周知

I-3-(3) 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

I-3-(4) 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

■2015年度自己点検評価書のI-3改善・向上方策(将来計画)及び参考意見

- ・建学の精神や大学の目的等に関する説明機会を学内外で増やす。
- ・教務センターは、非常勤教員の理解を深める為に非常勤講師説明会を充実させる。
- ・各学科は、3方針のうちディプロマポリシーの達成状況を把握したうえで、教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)を定期的に点検する。
- ・各学科は、学科の目標及びベンチマークと科目との対応を明示したカリキュラムマップの点検と学生への周知を推進する。
- ・大学の使命及び教育目的をより反映した計画及び目標を設定する。

■現状

(1)

・大学は、目的達成のための教育改革・改善を常にFD研修会で取り上げ教職員に周知をはかっている。さらに、毎年、新任教職員研修会及び非常勤講師説明会で、大学の教育目標及びベンチマークについて説明している。

(2)

・学生には、前学期の活動をふりかえり、ベンチマークの達成状況のチェックと次学期の目標設定を行う毎春・秋学期の直前のリフレクション・デイに周知を行っている。
・新入生には、4月のフレッシュマン・ウィーク(新入生ガイダンス)で大学の目的等を説明し周知している。

・平成28(2016)年度から共通科目「評価と実践Ⅰ」を開設し、評価やベンチマークにかかわる講義や演習を行い、学生への理解をはかっている。

・学生の保護者には、6月の教育懇談会で大学の目的等について説明し周知している。
・大学の使命・目的及び教育目的は、大学ウェブサイト及び大学案内で公表している。

(3)

・平成24(2012)年に策定された大学の目的等を盛り込んだ「学校法人濱名学院中期計画」が最終年度となり、理事会において大学の教育目標に即した「第二次中期計画(2017年度-2021年度)」を作成している。

・各学科及び各研究科は、平成27(2015)年3月に改正された学校教育法に則り、平成28(2016)年4月に3つの方針を改正し、大学ウェブサイト等で公表している。

・各学科は、カリキュラムマップを作成し学科の目標及びベンチマークと科目との対応を明記している。

(4)

- ・各学科及び研究科の教育目標を達成するための教育研究組織を構成している。

■評価

(1)

- ・新任及び非常勤の教職員にも大学の教育目標について説明し、理解させる機会を設けている。

(2)

- ・学生、保護者、学外に向けて適正に周知している。

(3)

- ・平成 28(2016)年度に制定した 3 つの方針並びに策定中の第二次中期計画に大学の教育目標を適正に反映している。

(4)

- ・大学の目的及び各学部の教育目的と教育研究組織は整合している。

■課題

- ・教務センターは、非常勤教員の理解を深めるために非常勤講師説明会を充実する。
- ・各学科は、3 方針のうちディプロマポリシーの達成状況を把握したうえで、教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)を定期的に点検する。
- ・各学科は、学科の目標及びベンチマークと科目との対応を明示したカリキュラムマップの点検と学生への周知を推進する。

Ⅱ. 学修と教授

Ⅱ-1 学生の受入れ

○評価の項目

- Ⅱ-1-(1) 入学者受入れの方針の明確化と周知
- Ⅱ-1-(2) 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- Ⅱ-1-(3) 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

■2015年度自己点検評価書のⅡ-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・オープンキャンパス(以下「OC」)を充実し高校生に各学部学科の魅力を直接発信する方策を検討し推進する。
- ・当面の入学者確保だけでなく高校生に数年先のビジョンを見せるOCを再検討する。
- ・大学ウェブサイトの大学情報を充実させる。
- ・入学者選抜制度は、新たなAO入試の形態を検討していく。
- ・「知識・技能」に偏らず「思考力・判断力・表現力」を判定する入試の選抜方法を準備する。

■現状

- (1)
 - ・ウェブサイト及び入試要項に、学部学科及び研究科が点検し加筆修正を加えたアドミッションポリシーを明記している。
 - ・**アドミッションポリシーと入試種別との関連一覧表を作成し公表した。**
 - ・高校との情報交流と本学への理解協力の機会となる「高大接続研究協議会」の定例化を図っている。
- (2)
 - ・**新しいアドミッションポリシーに即して、一般入試科目から3教科入試の数学を廃止した。また、教育学部の指定校推薦入試の個人面接にかえてグループワークを用いることになった。**
 - ・各学科は、アドミッションポリシーをふまえ合格者に入学前に課題を課している。
 - ・外国人留学生特別入試は、キャンパスのグローバル化を図り、留学生比率8%の達成を目指し、国内の留学生への働きかけ強化のため説明会を増やす等の対応を実施している。
 - ・**平成28(2016)年度にアドミッションポリシー及び学力の3要素に沿った入試方法の見直しを始めるプロジェクトを立ち上げ検討を始めた。**
- (3)
 - ・**平成28(2016)年度入試は、看護学研究科、経営学科、教育福祉学科、看護学科で入学定員を充足した。**
 - ・学生確保の全学的取組として、高校教員向け説明会の開催、受験生向けの説明会への参加、授業公開及びOC開催、教職員による高校訪問及び学生による母校訪問を実施している。

- ・OCの参加者は、昨年に比べて増加している。
- ・高校生の個性・特色に応じたAO入試を充実させるために基礎力型とグローバル特別選抜（オーナーズプログラム特待生募集）を追加した。

■評価

- (1)
 - ・入学者受け入れ方針は、ウェブサイト及び入試要項に明示し、高校の教員との「高大接続研究協議会情報交換会」を通じ周知している。
- (2)
 - ・新しいアドミッションポリシーに即した入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法工夫されつつある。
- (3)
 - ・一部学科を除き入学定員は、充足されている。OCの充実や高校訪問の強化などの結果、昨年度に比べOCの参加者数が、増加していることから定員充足率の改善を期待できる。

■課題

- ・アドミッションセンターと評価センターは、入試改革の成果を検証していく。
- ・国際大学として留学生比率8%を達成する。
- ・全学的取組により全ての研究科及び学科の定員を充足させる。

II. 学修と教授

II-2 教育課程及び教授方法

○評価の項目

II-2-(1) 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

II-2-(2) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

■2015年度自己点検評価書のII-2の改善・向上方策(将来計画)及び参考意見

- ・グローバル教育推進機構は、共通教育の全面的な見直しを行い各学科専門科目との連携、各学科の教員の専門性を活かした上での全学共通教養教育の再編を進行する。
- ・カリキュラム委員会は、カリキュラムポリシーやシラバスの点検により教育課程の問題点を明確化し教育課程の改善を進める。
- ・学修の質保証の観点から適切な上限単位数の設定について更に工夫する。

■現状

(1)

・学部学科及び研究科は、3方針の見直しにより教育課程編成方針を明確にした。3方針は、ウェブサイトで公表している。

(2)

・学生が将来を展望しつつ、計画的にオフキャンパスプログラムに参加できるようーニング・ルートマップを導入し、その準備過程でプログラムの整理を実施した。
・カリキュラムポリシーの改定にもとづき、すべての学科（看護学科は2017年度から）に必修科目「評価と実践Ⅰ、Ⅱ」を追加した。

・高等教育研究開発センターは、年間5日間FD研修会（9割強の出席率）の運営を行っている。**平成28(2016)年8月FD研修会において、学期の主題をより充実化させて、深い学びにつながるPBLの課題設定に関するワークを実施した。また、多様な学生を理解するため、特別支援の学内専門家による講演を行った。9月FD研修会においても、引き続きPBLの課題作成と、どのような授業で実施していくのかについてワークを実施した。**

・単位制の趣旨を保つため、前学期GPAによる履修登録上限単位数の設定、授業外学習を促すために各科目シラバスに課題、必要とする授業外学習時間、提出時期等を記載している。**平成28(2016)年度入学生から、前学期GPAによる履修登録上限単位数（GPA3.00以上のカテゴリ）を26単位から25単位に引き下げた。**

・教育開発委員会では、学科専攻のCP・DPに対応した科目間連携のあり方を委員会で継続的に協議し、FD研修会において、学期の主題の方向性についての教員間の理解共有を図るとともに、学期の主題を徹底させるための一手法として、PBLの実践についての提言を行った。

■評価

(1)

・3方針の見直しにより教育課程編成方針を明確化されている。

(2)

・上限単位数の見直しや「評価と実践」の新設など学修の質保証に向けて工夫している。

■課題

・高等教育研究開発センター、カリキュラム委員会、評価センターは、教育課程編成方針に沿った教育課程の編成や教授方法の工夫に関する効果検証とエビデンスの蓄積を行う。

Ⅱ. 学修と教授

Ⅱ-3 学修及び授業の支援

○評価の項目

Ⅱ-3-(1) 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

■2015 年度自己点検評価書のⅡ-3 の改善・向上方策(将来計画)

- ・教職協働の面から学生支援の組織体制を見直す。
- ・規程改正や履修要項、学生・教員向けマニュアルを修正・更新し、事務職員で対応できる範囲の再設定も視野に含めて、全面的な見直しを図る。
- ・学修支援センターは、学生支援型 IR 機能を活用しデータに基づいた支援を進めていく。
- ・アドバイザーの役割を明確にする。
- ・高等教育研究開発センターは、面談のスキルアップのための研修を実施する。

■現状

(1)

- ・教務センター、学修支援センター、コミュニティ交流総合センター、グローバル教育センター、高等教育研究開発センターは、学修支援及び授業支援をアドバイザーと連携し行っている。
- ・学修支援センターは、センタープログラム、オフィスアワー等の管理を行っている。また、必要な学生への個別対応や各科目の課題への取組支援を行っている。
- ・学修支援センターは、学生チューターを活用しセンタープログラム等で学習をサポートしている。
- ・メディアサポート室は、e-ラーニングのシステムの運用と利用支援を行っている。
- ・コミュニティ交流総合センターとグローバル教育センターは、地域のニーズ把握と学部学科の教育目標を基にサービスラーニングやグローバルスタディを推進している。
- ・高等教育開発センターは、科目担当者からの要請に応じ SA 制度を活用している。
- ・高等教育研究開発センター教育開発部門は中間及び期末に授業アンケートを実施し、学生の意見を授業改善につなげている。
- ・高等教育研究開発センター初年次教育部門は全学の初年次教育のプログラムを統括し学修行動調査を実施している。また、学修支援センターと連携し2年生の成績低迷者を対象にした支援プログラムを実施している。
- ・看護学科は、「国試対策勉強会」センタープログラム等を利用し実施している。また、教育学部では教員採用試験の直前対策の勉強会を実施している。

■評価

(1)

- ・教員及び職員は、各センターの取り組みの中で、授業支援や学修支援を行っている。
- ・SA 及び学生チューター等の活用によって学習及び授業の支援が充実している。

■課題

- ・教務センター、学修支援センター、コミュニティ交流総合センター、グローバル教育センター、高等教育研究開発センターは、教職協働の課題を捉え対応していく。
- ・教務センターは、アドバイザー教員の役割の明確化を行う。

Ⅱ. 学修と教授

Ⅱ-4 単位認定、卒業・修了認定等

○評価の項目

Ⅱ-4-(1) 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

■2015年度自己点検評価書のⅡ-4の改善・向上方策(将来計画)

- ・科目担当者は成績評価基準を合理的な基準にするよう改善を行う。
- ・海外の大学等における学修成果を単位認定するための条件の確認と整備を進める。

■現状

(1)

・単位認定については、学則第25条「単位の計算方法」、第26条「単位の授与」、第28条「入学前の既修得単位等の取扱い」、履修規程第3条「単位の計算」を定めている。また他大学や留学先等で履修した科目の「科目等履修・派遣留学」(学則第29、30条)、資格取得(学則第21条)について単位認定している。他大学における既修得単位の認定単位数の上限は60単位と規定している(学則第29条)。

・成績表はリフレクション・デイにペーパーレス返却を実施している。

・平成28(2016)年度秋学期より開始されたラーニング・ルートマップを活用することで、リフレクション及び学修計画に活用する仕組みを構築しつつある。

・学部及び研究科のすべての授業で成績評価基準を設定しシラバス上で明示されている。

・累積GPAをもとに進級基準を規定し履修要項に明記し、履修指導に活用している。

・客観的な成績評価を行うためにルーブリックの活用を進めている。

・学部は、教育目標を定め学位授与基準とし卒業要件単位数表を定めている。

・卒業判定教授会で卒業要件単位等を確認し卒業を判定している。

・大学院は、学位授与基準として卒業要件単位数表を定めている。学位審査として公開の修士論文発表会および、主査1名副査2名による個別の口頭審査を行ったうえで、大学院研究科委員会で修了要件を確認し判定している。

■評価

(1)

・単位認定、進級及び卒業・修了認定等については、学則等に明確に規定され厳正に適用している。

■課題

・高等教育研究開発センターは、客観的な成績評価のためにルーブリックのカリブレーションを推進する。

・海外の大学等における学修成果を単位認定するための条件の確認と整備を進める。

II. 学修と教授

II-5 キャリアガイダンス

○評価の項目

II-5-(1) 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

■2015年度自己点検評価書のII-5の改善・向上方策(将来計画)

- ・キャリア委員会は、「インターンシップ」のキャリア教育としての基準、指針を明確化し補助教材をつくる。
- ・高等教育研究開発センター初年次教育部門は、「初年次セミナー」の授業内容を見直した評価に基づきさらに改善を行う。
- ・キャリア委員会、高等教育研究開発センター初年次教育部門、キャリア支援課等が、学生の意欲喚起、情報提供、スキルアップの側面から互いの任務分担を検証し、キャリアガイダンス全体が効率的効果的に進められるよう連携強化、維持に努める。

■現状

(1)

- ・キャリア支援センターは、初年次からのリテラシー強化を図るため自己分析やPRのツール開発を行いキャリア教育の定着に努めている。
- ・**平成28(2016)年度秋学期からラーニング・ルートマップを活用し学生に卒業後の自分をイメージし計画する仕組みを構築している。**
- ・教育学部及び人間科学部は、グローバル教育センターと連携し、「海外インターンシップ」のキャリア教育としての基準、指針の明確化と補助教材の作成を行った。
- ・各キャンパスでは、それぞれ学生と就職先のマッチングを強化している。
- ・キャリア支援課は、3年次より学生の進路志望を把握しアドバイザーと連携しながら就職活動に向けた支援を行っている。学生の活動状況から学生をグループ化し、支援の効率化に取り組んでいる。
- ・キャリア委員会は、就職、進路の決定状況を毎月の教授会で報告し教職員間で情報の共有と学年担当者やアドバイザーへの指導依頼を行っている。

■評価

(1)

- ・キャリア委員会、キャリア支援センター、高等教育研究開発センター初年次教育委員会が連携できている。

■課題

- ・キャリア支援センターは、ラーニング・ルートマップを活用し、さらに学生目線に立った指導の強化を図る。
- ・学部学科の学生の特徴を踏まえた就職活動支援を行っていく。

Ⅱ. 学修と教授

Ⅱ-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

○評価の項目

Ⅱ-6-(1) 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

Ⅱ-6-(2) 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

■2015年度自己点検評価書のⅡ-6の改善・向上方策(将来計画)

- ・高等教育研究開発センターは、教育目的の達成状況の点検、評価方法の工夫、開発について教育開発及び初年次教育の2部門の連携を強化し評価センターとも協働してアセスメントポリシーに則って実施していく。
- ・高等教育研究開発センター教育開発部門は、各ループリックを運用し改善する。
- ・「到達確認試験」の精度は、大学入試センターへ意見を求める。
- ・高等教育研究開発センターと教務センターが協働しリフレクション・デイの内容を再検討する。

■現状

(1)

- ・主体的な学びをサポートするためにベンチマークの達成状況を自らチェックしている。**平成28(2016)年度からの必修科目「評価と実践」内で、学期ごとのふりかえりと次学期の目標設定を行っている。**また、eポートフォリオ内に学修成果物を蓄積している。
- ・「卒業研究」の評価のために、卒論ループリックを作成中である。
- ・高等教育研究開発センター教育開発部門が各種ループリックの開発を進めている。
- ・高等教育研究開発センター初年次教育部門は、学修行動調査を実施しFD研修会で報告している。
- ・高等教育研究開発センター教育開発部門が中心となり、2年次終了時に学生の自主学習を促した「到達確認試験」を実施し全員が合格するまで指導している。
- ・大学院は、ディプロマポリシーに掲げている能力等を評価するためのループリックを開発中である。

(2)

- ・高等教育研究開発センター教育開発部門は、授業アンケートを行い、各科目で目標とするベンチマークの達成状況を可視化している。
- ・高等教育研究開発センター及び評価センターは、各種データの分析結果を適宜FD研修会等で報告している。

■評価

(1)

- ・新規科目「評価と実践」を軸に、PDCAサイクルの仕組みは、できた。

(2)

・FD等を活用して評価結果のフィードバックは、行えている。
卒業論文のルーブリックは、大学として統一できていない。

■課題

・「評価と実践」のマネジメントも含めてプロセスチェックを行う。
・「到達確認試験」についての、ふりかえり（まとめ）を行い実施体制、実施方法、問題の内容も含めて見直す。

Ⅱ. 学修と教授

Ⅱ-7 学生サービス

○評価の項目

Ⅱ-7-(1) 学生生活の安定のための支援

Ⅱ-7-(2) 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

■2015年度自己点検評価書のⅡ-7の改善・向上方策(将来計画)

- ・キャンパス間の移動や遠隔会議システム等を使用して教職員の共通理解を図る。
- ・両キャンパス学生課長の情報交換会を今後も継続する。
- ・学生会や大学祭「あじあん祭」、「HEART フェスタ」等で学生の交流を図る。
- ・学生会と学生委員会の対話は、学生全体の利益に資するよう継続して行う。
- ・「学生生活実態・意識調査」を分析し環境面、施設面、学生生活全体の改善に生かす。

■現状

- (1)
- ・学期はじめの個人面談に「アドバイザーとの面談準備シート」を全学で利用している。
 - ・本学は、日本学生支援機構の奨学金に加え、独自の濱名ミサヲ先生記念奨学金1種1号、同1種2号、同第2種、北播磨総合医療センター奨学金、学習奨励金、関西国際大学保護者会奨学金、アジア太平洋奨学金等及びキャンパスマイレージ等を整備している。
 - ・部活等の課外活動団体数は増加しており、活性化に向けて「課外活動の心得&活動マニュアル(改訂版)」を配付し顧問に指導の依頼を行っている。
 - ・尼崎キャンパスの公認団体には、学外施設利用に40%の補助金を支給している。
 - ・学生相談室と保健室等の利用状況は学生委員会で毎月報告・情報を共有し教授会で振り返りを含め6か月毎に報告している。
 - ・両キャンパスの学生課長の情報交換会を、学生支援の調整のために継続して実施している。
- (2)
- ・学生会との懇談会を年間4回開催し、学生会および各クラブの抱えている問題点の把握と必要度・緊急性を考慮し対応している。
 - ・学生委員会は、「学生生活実態・意識調査」の結果を受け、対応している。自由記述への対応を各学部長及び事務局から学内ネットワークで学生にフィードバックした。
 - ・学長オフィスアワーで、学生の声を取り入れている。

■評価

- (1)
- ・学生の意見を取り入れて適切な支援が行おうとしている。また、奨学金等の充実が図られている。
- (2)

- ・「学生生活実態・意識調査」の自由記述について具体的な対応を行い、学生へのフィードバックができています。多様な実践に取り組み、成果を確認してきた点も評価できる。
- ・グローバル学修プラザなど、遠隔会議システムの利用も含め、両キャンパスの学生の交流イベントをさらに発展させることが望まれる。

■課題

- ・各学部の学生の特徴を十分に分析し、学生会活動や大学祭の活動への支援を行う。

Ⅱ. 学修と教授

Ⅱ-8 教育課程及び教授方法

○評価の項目

Ⅱ-8-(1) 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

Ⅱ-8-(2) 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

Ⅱ-8-(3) 教養教育実施のための体制の整備

■2015年度自己点検評価書のⅡ-8の改善・向上方策(将来計画)

・グローバル教育推進機構は、共通教育、グローバルスタディ対応、コミュニティスタディ対応、等の役割分担により、明確な責任体制を構築する。

■現状

(1)

・各学部学科ともに大学設置基準に定める必要最低限教員数を上回っている。
・各研究科ともに大学院設置基準に定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を満たしている。

(2)

・教員の採用・昇格は、「関西国際大学教育職員選考規程」「関西国際大学教授等選考基準」に基づき行っている。
・教員の評価は、「関西国際大学教育職員の要件及び考課に関する規程」に基づいて行っている。教育職員を4つの職級に分け、「教育活動」「研究活動」「校内業務」「社会活動」の4つの業務分野について各職級が満たすべき基準を設定している。
・教員の「関西国際大学教育職員目標管理表」による考課は、3回の学部長面談を行い目標設定、目標実現の進捗状況、重点目標の達成状況及び自己評価を行い学部長の一次評価を評価会議で検討し、二次評価を行い目標管理表の評価を確定する。
・教員の「ポートフォリオ」による考課は、教育活動、研究活動、校内業務、社会貢献に関する活動記録を含むポートフォリオを評価会議で行っている。
・教員は、評価結果をフィードバックされ不服の場合は、評価会議に異議申し立てることができる。
・年間5日間のFD研修会を設けている。内容は、学生のキャリアにつなげる標準ルートマップの開発、およびPBLの課題作成等であった。

(3)

・学部横断的な全学共通の教養教育は「共通教育」と称しグローバル教育推進機構が所掌している。
・機構には、海外の体験プログラムを所掌するグローバル教育センター、国内のサービスマスターリングを所掌するコミュニティ交流総合センターを設置している。

■評価

(1)

・すべての大学院研究科、学部・学科において、大学院設置基準及び大学設置基準に定める教員を適正に配置している。

(2)

・教員の採用・昇任等は、規程に則り適正に行われている。教員評価は規程に基づき複数の視点で実施しており、教員へのフィードバックの適正に行われている。

(3)

・グローバル教育推進機構を設置し、教養教育を全学的、組織的に実施している。

■課題

・ディプロマポリシーに基づき、教養教育のあり方をさらに点検していく。

Ⅱ. 学修と教授

Ⅱ-9 教育環境の整備

○評価の項目

- Ⅱ-9-(1) 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- Ⅱ-9-(2) 授業を行う学生数の適切な管理

■2015年度自己点検評価書のⅡ-9の改善・向上方策(将来計画)

- ・三木キャンパスは、5号館(看護学実習棟)以外のユニバーサルデザイン化を図る。
- ・両キャンパスを拠点に、地域に貢献できる施設等、学生や社会のニーズに応える検討を行う。
- ・情報サービス施設関連は、ネットワークシステムの機能性・利便性を高めICT技術を活用した教育にいかす。

■現状

- (1)
- ・複数の学生が画面を共有できるテーブル型パソコン「インタラクティブディスク」を備えた「PBL演習室」、やワイヤレスプレゼンテーションツール、ホワイトボード兼用の壁面スクリーン、大型モニター(電子黒板)、可動性の椅子などフレキシブルな学修環境のラーニングコモンズを両キャンパスに設置している。
 - ・両キャンパスのメディアライブラリー(図書館)は、開館時間の随時見直しや**年2回の学生選書ツアーを書店と学内WEB選書に変更する**など学生のニーズに合わせ対応している。
 - ・「Web Class」「KUISドリル」等のオンライン教育支援システムを整備し自律的な学修を支援している。
 - ・施設の安全管理は、策定した中期計画に則って施設補修及び維持管理を進めている。**平成28(2016)年度は、スクールバス乗降場から1号館事務室、2号館、4号館への点字ブロックを敷設・整備した。**
 - ・危機管理は、防災体制の整備、防災訓練、講習会等を継続して実施している。
 - ・施設・設備に学生の意見を取り入れるため、「学生生活実態・意識調査」を活用している。
- (2)
- ・授業内容や受講者数によりクラス分割、補助教員の配置等の基準を設け授業の質を維持している。特に語学演習科目は1クラス20人程度の少人数授業を実践している。

■評価

- (1)
- ・三木キャンパスのユニバーサルデザイン化が図られつつあり、将来計画との整合性もあり適切である。
 - ・教育環境の整備に学生の意見を取り入れるなど柔軟な対応をしており適切である。

(2)

- ・授業内容や受講者数に合わせて補助教員を配置する基準があり適切である。

■課題

- ・三木キャンパスのユニバーサルデザインを進める。

Ⅲ. 経営・管理と財務

Ⅲ-1 経営の規律と誠実性

○評価の項目

- Ⅲ-1-(1) 経営の規律と誠実性の維持の表明
- Ⅲ-1-(2) 使命・目的の実現への継続的努力
- Ⅲ-1-(3) 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- Ⅲ-1-(4) 環境保全、人権、安全への配慮
- Ⅲ-1-(5) 教育情報・財務情報の公表

■2015年度自己点検評価書のⅢ-1の改善・向上方策(将来計画)及び参考意見

- ・使命・目的の実現に向け、社会情勢の変化や法令の改正等に適切に対応していくため、昨年度設置された内部監査室の機能を充実させる。
- ・衛生委員会に関すること。
- ・学校教育法の改正に伴う各種規則の整合性の再点検。

■現状

- (1)
 - ・学校法人濱名学院寄附行為第3条により、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」、学校法人濱名学院寄附行為施行細則第2条に、「学院の理事会は、この法人の建学の精神に基づき、本法人が設置する大学・専門学校・幼稚園の運営について最高政策決定機関として責務を負う」としている。建学の精神「以愛為園」や大学の教育理念は、大学ウェブサイト上に明記し公開している。
 - ・事務組織（各部局）の業務手続きと公的資金執行手続きについて内部監査を実施して内部統制上のリスクの確認をし、問題がある場合は改善・是正を勧告している。指摘を受けた該当部局は内部統制上の問題に対して改善を行い、内部監査の確認を受けている。
- (2)
 - ・使命・目的の実現の為、「理事会」「評議員会」等がそれぞれ役割を担っている。
- (3)
 - ・学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の大学の設置、運営に関連する法令を遵守している。平成27(2015)年度からの学校教育法の改正に伴い、趣旨説明会を開催し諸規程の総点検と変更を行い周知した。
 - ・平成28(2016)年2月に「**衛生管理規程**」を制定し同年3月に施行した。
 - ・平成27(2015)年度に各種規則の再点検を行った。
- (4)
 - ・すべての学生及び職員が個人として尊重されるように「ハラスメントの防止と解決に関する規程」等の規定を整備し活用している。
- (5)

・教育情報は、学校教育法施行規則で指定されている項目をウェブ上で公開している。
財務情報は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づきウェブ上で公開している。

■評価

(1)

・「学校法人濱名学院寄付行為」「学校法人濱名学院寄付行為施行細則」「学校法人濱名学院理事会規程」が制定され、理事会は最高意思決定機関としてほぼ毎月、評議員会も定期的にされている。また理事長の下に置かれた内部監査室は、業務監査及び会計監査を実施して内部統制上の牽制機能をはたしており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

(2)

・理事会及び評議員会は、「学校法人濱名学院寄付行為」「学校法人濱名学院寄付行為施行細則」「学校法人濱名学院理事会規程」に基づき開催され、使命・目的の実現のための重要事項や予算・決算等を審議し、継続的に努力している。

(3)

・教員組織及び施設・設備は、大学設置基準に基づき整備し、また、学校教育法の改正に伴う学則及び教授会規程等の改正についても改正の趣旨に従って対応しており、法令を遵守している。

(4)

・校舎は新耐震基準を満たし、学内施設のバリアフリー化も進めている。またハラスメントに関する規程等も整備されており、環境保全、人権、安全への配慮がなされている。

(5)

・教育情報は、学校教育法施行規則で指定されている項目をウェブ上で公開しており、また財務情報についても、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書等をウェブ上で公開するなど、情報の公開状況は良好である。

■課題

・適切なガバナンス（内部統制やコンプライアンス等）の確保、リスク管理の観点から、業務監査の実施等、内部監査室の機能の拡充を行う。

Ⅲ. 経営・管理と財務

Ⅲ-2 理事会の機能

○評価の項目

Ⅲ-2-(1) 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

■2015年度自己点検評価書のⅢ-2の改善・向上方策(将来計画)

・監事が、非常勤のため常勤化を目指す。

■現状

(1)

・大学の目的を達成するための学校法人としての管理運営は「寄附行為」、「寄附行為施行細則」および「学校法人濱名学院理事会規程」に基づいて行われている。

・常任理事会を「学校法人濱名学院常任理事会規程」に則り、定期的に開催し理事会へ提出する議案の精査、決定、議題整理を行っている。

・監事2人は、外部監事だが、可能な限り常任理事会への出席を依頼している。

・理事会、常任理事会の決定事項は、事務局長を通じ各学校に伝達されている。

・役員等の選考方法は、理事については「寄附行為第7条（理事の選任）」にて、監事の選任は「寄附行為第8条（監事の選任及び職務）」に明記されている。

・役員の任期、解任・退任・補充等についても、「寄附行為」に明記されている。

■評価

(1)

理事会及び評議員会は、「学校法人濱名学院寄付行為」「学校法人濱名学院寄付行為施行細則」「学校法人濱名学院理事会規程」に基づき開催され、予算・決算をはじめ、使命・目的達成のための重要事項を審議している。また、理事会及び評議員会の開催にあたっては、常任理事会を開催し、あらかじめ提案する議題の確認・審議がなされ、監事は理事会、評議員会だけでなく、常任理事会にも出席し、議案の確認・アドバイスをこなっており、戦略的意思決定ができる体制とその機能性を発揮できる仕組みが整備されている。

■課題

・少なくとも監事のうち1名は常任理事会に出席できるように日程調整を工夫する。

Ⅲ. 経営・管理と財務

Ⅲ-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

○評価の項目

Ⅲ-3-(1) 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

Ⅲ-3-(2) 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

■2015年度自己点検評価書のⅢ-3の改善・向上方策(将来計画)及び参考意見

- ・現在の仕組みに加えて、大学の意思決定に IR (Institutional Research) データを活用できるよう整備する。
- ・各会議体の組織上の位置付けの明確化を行う。

■現状

- (1)
- ・執行部会議は、大学の管理運営に関する事項を審議し必要に応じて大学協議会及び教授会に原案を提示し意見を求めている。
 - ・定例会議の大学協議会、教授会、学科会議は、それぞれ「関西国際大学大学協議会規程」、「関西国際大学教授会規程」「学部規則」に定められている事項を審議している。
 - ・教授会規程により、各種委員会を設置することができ、各委員会規程に基づく事項について審議を行っている。
- (2)
- ・学長のリーダーシップを支える為に副学長4名、学長補佐6名体制としている。
 - ・評価担当の学長補佐が、執行部会議で IR データの分析結果を報告し大学の意思決定に活用できる体制をとっている。
 - ・学長は、ブリーフィングを通じ各部局に明確な指示を直接行っている。
- ・企画・広報課は濱名学院の「第二次中期計画」の策定に必要なデータを提示している。**

■評価

- (1)
- ・執行部会議等の意思決定組織に関する規程が整備されており、権限と責任が明確になっている。
- (2)
- ・大学の意思決定と業務執行における学長のリーダーシップを支える組織と人的配置が適正になされている。

■課題

- ・執行部会議構成員及びその関連組織は、高等教育に関する最新の状況や外部資金情報を迅速に収集し、大学の意思決定にいかせるように機能性を高める。
- ・各種会議体の組織上の位置づけを明確にする。

Ⅲ. 経営・管理と財務

Ⅲ-4 コミュニケーションとガバナンス

○評価の項目

Ⅲ-4-(1) 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

Ⅲ-4-(2) 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

Ⅲ-4-(3) リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

■2015年度自己点検評価書のⅢ-4の改善・向上方策(将来計画)

・評議員の出席率の向上への対応として評議員会開催日を休日も視野に入れ調整する。

■現状

(1)

・理事会の構成メンバーの過半数は大学教員であり、法人の管理部門と大学の管理部門及び教学部門の意思疎通と連携を円滑に行っている。理事会の決定事項は、速やかに執行部会議、大学協議会、教授会で報告され、理事以外の職員にも周知している。
・平成26年度から、大学事務局長と法人事務局長が兼務となり法人部門と大学の事務部門とコミュニケーションの円滑化を図っている。

(2)

・「寄付行為」第8条に則り選任された監事は、財務・経理及び学校運営に対する見識の高い2名の外部監事であり、文部科学省主催の監事研修に毎年参加するなどの研鑽を積み理事会において適切な意見を述べ具申している。
・「寄附行為」第19条に則り評議員会は、理事会に対しての諮問機関として役割を果たしている。

・平成27(2015)年度の評議員任期満了・改選により、21人中9人が新任評議員として選出された。入換えの効果もあり、出席状況が改善している。

(3)

・学長は、ブリーフィングで学部・学科や大学院、また各部局等の現状や懸案事項を把握している。各部局は、懸案事項について学長の意見を求める機会となっている。

■評価

(1)

・法人の管理運営部門と大学の各管理運営部門とのコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われている。

(2)

・法人の評議員会、監事が適正に機能しており、法人の管理運営部門と大学の各管理運営部門の相互チェックが行われている。

(3)

・学長と研究科長、学科長、部局長等との直接の会合を定期的に持つことにより、リ

リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われている。

■課題

・ブリーフィングについては、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行う。

Ⅲ. 経営・管理と財務

Ⅲ-5 業務執行体制の機能性

○評価の項目

Ⅲ-5-(1) 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

Ⅲ-5-(2) 業務執行の管理体制の構築とその機能性

Ⅲ-5-(3) 職員の資質・能力向上の機会の用意

■2015年度自己点検評価書のⅢ-5の改善・向上方策(将来計画)

・法人組織と大学事務局を統合し、人材育成体制を整えたばかりのため振り返りを行い、充実した業務執行体制を築く

■現状

(1)

・常任理事が、財務、総務、教学担当等を分担し責任体制を明確にしている。
・副学長4名は、職務を分担している。また、学長補佐6名は、それぞれの分野で学長を補佐しながら大学の教育支援を行っている。
・使命・目的の達成の為に必要な事務職員は確保され両キャンパスにバランスよく配置されている。

(2)

・大学協議会及び各種委員会の構成員として事務職員が参画している。

(3)

・教職員は、目標管理制度を確立しており、大学及び各部局の目標に沿った自己目標を期末に評価規程に則り評価を行い、次年度に生かすとともに賞与、給与に反映している。

職員の職能開発のためのSDは、計画的に実施している。

・平成26(2014)年度に総務部人財育成課が発足し、学内研修の開催及び学外研修への派遣など職員の資質・能力向上に努めている。

■評価

(1)

・法人の理事、大学の副学長の責任体制を整えており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制となっている。また職員配置は、両キャンパスのセンター、部局の配置状況に応じ、効果的な配置が行われている。

(2)

・業務執行の管理体制が適正に構築されており、機能している。

(3)

・目標管理制度をはじめとする職員の評価体制を確立しており、専門部署を置くことにより、職員の資質・能力向上のための組織的な研修機会が適正に用意されている。

■課題

- ・ 職員の研修結果を組織で共有できる機会をより多く設定する。

Ⅲ. 経営・管理と財務

Ⅲ-6 財務基盤と収支

○評価の項目

Ⅲ-6-(1) 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

Ⅲ-6-(2) 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

■2015年度自己点検評価書のⅢ-6の改善・向上方策(将来計画)及び参考意見

- ・施設の改築等に備えての収支改善するために、改組を視野に入れた更なる学生数の増加を目指した取り組みを進め、学納金収入の増加を図る。
- ・特別補助金等外部資金の獲得を図る。
- ・消費収支（事業活動収支）の中長期計画と資金運用方針に関すること。

■現状

(1)

・基本金組入前当年度収支差額は、尼崎キャンパス開設した平成 21(2009)年度から平成 23(2011)年度までの3年間と、保健医療学部開設年度である平成 25(2013)年度のみマイナスであり、それ以外はプラスを維持している。

・今年度は、中期計画最終年の為、過年度の貸借対照表の推移、基本金組入の推移、法人・設置校別・基本金組入前当年度収支差額・当年度収支差額の推移、部局別予算執行実績の推移について財務実績から見た設置校別の問題・課題を抽出した段階である。

・平成 28(2016)年度中に「資金運用計画」と平成 29(2017)年度を初年度とする「中長期財務計画」を策定すべく検討している。

(2)

・関西国際大学の収支は、学納金収入、各種補助金を主な収入源とし、主な支出先として人件費、教育研究経費である。

・保健医療学部が学年進行中であることから、基本金組入前当年度収支差額はマイナスとなっていたが、当該学部の経常費補助金交付が始まる平成 29(2017)年度の帰属収支は黒字化する見通しであり、財務基盤は安定し、収支バランスは確保されている。

■評価

(1)

・施設・設備中長期計画は策定され、実施されているが、施設・設備の修繕・更新を継続して実施するためにも、中長期資金収支計画及び中長期事業活動収支計画を策定するとともに、現在の基本金組入れ計画の見直しを図り、早期に収支を改善することが望まれる。

(2)

・基本金組入前当年度収支差額は、保健医療学部の新設によりマイナス計上となって

いるが、当該学部の経常費補助金交付が始まる平成 29(2017)年度は黒字化する見通しであり、資産の積立状況は当面の財務運営には支障を期しないと判断され、財務基盤は安定している。

■課題

- ・ 中長期資金収支計画及び中長期事業活動収支計画、中長期基本金組入れ計画等で構成された中長期財務計画の策定・実施と収支の改善を行う。
- ・ 施設・設備の保全改修、更新に備えて、現在の基本金組入れ計画を見直し、新たな計画の策定・実施を行う。
- ・ 資産運用方針の策定と定期的な運用成果を確認する。

Ⅲ. 経営・管理と財務

Ⅲ-7 会計

○評価の項目

Ⅲ-7-(1) 会計処理の適正な実施

Ⅲ-7-(2) 会計監査の体制整備と厳正な実施

■2015年度自己点検評価書のⅢ-7の改善・向上方策(将来計画)及び参考意見

- ・ 監事・公認会計士・内部監査室を含めた三様監査を実施する。
- ・ 10月前後の期中に実施する三様監査時点の月次決算報告を行い、監査体制の充実を図る。
- ・ 物品の検収・検品に関すること。
- ・ 学生会費、同窓会費等に関すること。

■現状

(1)

・ 会計処理は、平成 26(2014)年度から、法人本部事務局と関西国際大学事務局が統合されたことを受け、大学事務局に総務部を設置し経理課を独立させ「学校法人会計基準」及び本学院「経理規程」に準拠し、両キャンパスの各経理課会計担当者が密に連絡を取りながら会計処理を行い経理課長の精査を経ている。

・ 会計担当者が、会計システムを用い予算管理を厳格に行っている。

・ 会計処理の疑問点等は、公認会計士に随時質問し、その場で解決している。

・ **平成 28(2016)年 8 月に、研究活動の不正防止のための規程として「研究活動における不正行為防止等に関する規程」及び「公的研究費取扱規程」を整備・制定し、教職員に周知した。**

(2)

・ 公認会計士による外部監査は、監査法人に委託している。

・ 監事による監査は、2人の外部監事により財務状況、業務状況、理事の執行状況の監査を行い「監査報告書」を作成している。

・ 平成 27(2015)年度より、平成 26(2014)年度末に設置した内部監査室と、監事、公認会計士による三様監査が定期的で開催されている。

・ **平成 28(2016)年 3 月に学生会費、同窓会費等の委託徴収金に関しても会計監査を実施した。**

■評価

(1)

・ 会計処理は、大学事務局総務部経理課が、「学校法人会計基準」及び「学校法人濱名学院経理規程」に基づいた会計処理を適正に行っている。また、予算管理に関しては、会計システムを厳格に運用する仕組みを構築しており適正に管理している。

・ 予算の補正が必要となった場合は、各予算部局と事前協議を行い、常任理事会で検

討・確認の上、評議員会の諮問を経て理事会で審議・決定されており、会計処理及び予算管理は適正に実施されている。

(2)

・会計監査体制については、公認会計士による外部監査、外部監事による監査に加え、内部監査室による内部監査体制が整備され、平成 27（2015）年度からは会計監査人、監事、内部監査室による組織的な三様監査体制を構築するなど、厳正な実施を行っている。

■課題

・公的研究費、内部研究費等で購入する物品の発注・検収に関わる手続きや、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めた規則の策定・運用を行う。

・中間決算実施及び期中の内部監査の実施により、会計処理及び予算管理の内部統制確保への取組み拡充を行う。

IV. 自己点検・評価

IV-1 自己点検・評価の適切性

○評価の項目

IV-1-(1) 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

IV-1-(2) 自己点検・評価体制の適切性

IV-1-(3) 自己点検・評価の周期等の適切性

■2015年度自己点検評価書のIV-1の改善・向上方策(将来計画)

・本学の自己点検・評価をより有効にするために、各予算部局が自己点検・評価により浮き彫りになった課題に対する取組を徹底できるよう、自己評価委員会から各予算部局へのフィードバックにとどまらず、コンサルティングを行う。

■現状

(1)

・自己評価委員会の企画・運営のもと各予算部局が自律的に自己点検・評価を行うしくみを構築している。

・理事会の予算編成方針を受け、各予算部局が次年度の重点目標案、活動計画案、予算案を設定している。

・各予算部局の目標設定及び自己評価は、委員会等や学内ネットワークをとおして全教職員で共有している。

・日本高等教育評価機構の大学評価基準に準拠した基準に基づき毎年自己評価報告書を作成し現状、評価、課題を全教職員に周知し関連部局へフィードバックしている。

(2)

・自己評価委員は、教学部門の要職の教員を役職指定し選出している。

・各予算部局の年度末評価、副学長・事務局長と予算のヒアリング、担当副学長らと年度末ブリーフィングを通し各予算部局の目標、活動、予算額の調整を行っている。

・自己評価委員会は、各予算部局の設定された目標及び中間評価をチェックしフィードバックしている。**平成 28(2016)年度に自己評価委員会においてフィードバックする内容について検討し、見直しを行った。**

(3)

・自己評価委員会のリーダーシップのもと本学院及び本学の目標との整合性をはかり、予算との連動する体制を整備し毎年実施している。

■評価

(1)

・自己評価委員会の企画・運営のもと各予算部局が自主的・自律的に自己点検・評価を行うしくみができている。

(2)

・自己評価委員会及び学長・副学長・事務局長のチェックはおおむね機能している。

(3)

- ・ 自己点検・評価活動をルーチン化できている。

■ 課題

- ・ 各予算部局が自己点検・評価により浮き彫りになった課題に対する取組を徹底できるように自己評価委員会は各予算部局に助言する内容について引き続き見直しを行う。

IV. 自己点検・評価

IV-2 自己点検・評価の誠実性

○評価の項目

IV-2-(1) エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

IV-2-(2) 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

IV-2-(3) 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

■2015年度自己点検評価書のIV-2の改善・向上方策(将来計画)

・大学全体にエビデンス主義を徹底するため、評価センターのコンサルティング機能を高める。

■現状

(1)

・各部局の目標設定は、客観的評価が可能な目標を設定するよう依頼している。
・評価は、実績に基づいた評価を行っている。
・各部局の目標設定と自己・点検評価は部局目標設定評価シートに各活動項目につき目標と現状、活動を記入し中間時点と年度末時点で実績の記入と評価を行っている。
・自己評価委員会は、部局目標設定評価シートの記載内容に基づき中間評価時に、計画の進捗状況や目標の達成度についてチェックを行っている。

(2)

・評価センターは、学生の成績や学籍に関する情報をはじめ、入学時の学力調査、学修行動調査(大学への適応過程に関する調査、進路と学生生活に関する調査)、ベンチマークチェック、到達確認試験といった、学生のパネルデータを収集・分析して現状把握に努め、その結果や課題を学長・副学長等に対して報告を行っている。また、必要に応じてFD研修会を通じて教員に対して報告を行っている。
・評価センターは、年間2回、IRに関するSD研修会を開催し、職員にIRの活用を啓発している。

(3)

・各部局の目標設定及び自己点検・評価結果は当該部局のメンバーや関連する委員会内で共有している。
・大学全体の自己点検・評価は財団法人日本高等教育評価機構の評価基準に準じて行い、結果を自己評価員会で自己評価報告書にまとめ大学ウェブサイトで公表している。

■評価

(1)

・各予算部局は目標設定評価シートにより、客観的に目標の達成状況を自己点検・評価する仕組みになっている。

(2)

・評価センターを中心に、各予算部局で現状把握のための調査・データの収集、分析

を行えている。

(3)

・各予算部局の自己点検評価・結果は学内で共有するとともに、自己点検・報告書はウェブサイトでも学外にも公表している。

■課題

・大学全体にエビデンス主義を徹底するため、評価センターは各部局への分析結果のフィードバックを充実していく。

IV. 自己点検・評価

IV-3 自己点検・評価の有効性

○評価の項目

IV-3-(1) 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

■2015 年度自己点検評価書のIV-3 の改善・向上方策(将来計画)

・自己評価委員会は、自己点検・評価結果を大学全体の改善にスムーズに活用できるよう整備を検討する。

■現状

(1)

・部局目標設定評価シートを用いた自己点検・評価により、各部局課題、活動、目標達成状況を明示し各部局において PDCA サイクルを行える仕組みを構築している。

・次年度予算要求の前に各部局において目標設定を実施することで、予算と部局目標を連動させている。

・平成 26(2014)年度から年度末に部局の共通認識を持つために、主要学部、主要センターを対象とした部局目標説明会を実施している。

■評価

(1) 目標設定評価シートを用いた自己点検・評価により、各予算部局において PDCA サイクルを行える仕組みができており、説明会を通じて他部局との共有ができています。

■課題

・自己評価委員会は、自己点検・評価結果を大学全体の改善にさらにスムーズに活用できるしくみの改善を検討する。

基準 A. 国際交流・連携
A-1 国際交流推進体制の整備

○評価の項目

A-1-(1) 全学的推進体制の整備

■2015年度自己点検評価書の A-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・ 東南アジアとの交流をさらに充実させるために、協定校への職員派遣を含む全学的な交流を積極的に実施する。
- ・ 東南アジア諸国を代表するトップクラスの 13 大学との協定により、ACP ネットワーク(コンソーシアム)を結成したことでグローバルスタディのプログラムの多様化と内容の充実を図る。
- ・ ACP 加盟大学との交流を活発に行うことで大学のグローバル化を進展させる。

■現状

- (1)
- ・ グローバル教育センターを国際交流課が所管し、両キャンパス横断型の組織編成となっており、国際交流にかかわる事項、留学生の受入れ・派遣、グローバルスタディ、協定校との提携・交流などを支援している。
 - ・ グローバル教育委員会は、グローバル教育委員会規程に則り、国際交流にかかわる事項、留学生の受入れ・派遣グローバルスタディ、協定校との提携・交流などに関して審議推進している。
- ・ 第 4 回 ACP 会議において、「セーフティマネージメント」の「サーティフィケートプログラム」を共同開発することを ACP 加盟 5 大学間で合意した。**

■評価

- (1)
- ・ グローバル教育センターを中心とした国際交流推進に関する全学的推進体制は、整備されている。

■課題

- ・ 東南アジアとの交流をさらに充実させるために、グローバルスタディだけでなく、協定校への教職員派遣を中期的にも実施する。

基準 A. 国際交流・連携

A-2 留学生派遣プログラムと体制の整備

○評価の項目

A-2-(1) 留学生派遣プログラムの充実

A-2-(2) 派遣留学生への支援体制の整備

■2015 年度自己点検評価書の A-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・GS の質の向上を図るため、グローバル教育センターでは高等教育開発センター、評価センターおよび関連委員会と連携して、海外プログラムの学習効果の評価方法を開発する。
- ・各学科・グローバル教育推進機構は、他の開講科目との連携を検討する。
- ・GS 担当者や留学生と関わる機会の多い教職員のため、国際理解や多文化理解を深めるための研修や専門家から指導や助言を受けられる体制を整える。

■現状

(1)

・学生は、必修科目「グローバルスタディ」の履修により、大学在籍中に一度以上、海外体験学習プログラムに参加している。

・「グローバルスタディ」に当初の計画に加え、教育福祉学科と看護学科から新プログラムが、提案され実施されることになった。

・「グローバルスタディ」の現地学生と密な交流を実施するプログラムでベンチマークの向上が認められたため、「協定校の学生との協働する」「交流を図る時間を増やす」など改善している。

(2)

・派遣留学生の応募は、保護者に書面で説明し承諾を得た後に受理している。派遣留学生への支援は、事前事後も含めた学習指導、引率、成績評価やグローバル教育センターによる事務手続き及び事前説明会等である。

・初回派遣時は、航空運賃を大学から支給し現地の必要経費等を学生負担としている。

・危機管理対策は、危機管理規程第 3 条に則り届の提出を義務づけ、同第 4 条危機管理に則り「学生の海外派遣に伴う危機管理マニュアル」の携行、リスク管理セミナーへの出席指導等である。

■評価

(1)

・グローバルスタディのプログラム数はそろってきたが、内容を改善すべきプログラムがある。

(2)

・グローバルスタディの参加学生の国際理解や多文化理解を深める必要がある。

■課題

- ・各学科は、カリキュラムポリシーに則ったプログラムを実施する。
- ・テロや自然災害などの突発的なリスク発生時の迅速な対応のできる体制構築を行う。
- ・グローバル教育センター、高等教育開発センター、評価センターおよび関連委員会は、連携して海外プログラムの学習効果の評価方法を開発する。
- ・グローバルスタディのプログラム担当者や留学生と関わる機会が多い教職員を対象に、国際理解や多文化理解を深めるための研修や専門家から指導や助言を受けられる体制を整える。

基準 A. 国際交流・連携

A-3 留学生受入れプログラムと体制の充実

○評価の項目

A-3-(1) 留学生受入れプログラムの充実

A-3-(2) 受入れ学生への支援体制の整備

■2015 年度自己点検評価書の A-3 の改善・向上方策(将来計画)

・留学生の日本語レベルに合わせた日本語関連科目の開講、教職員による個別支援・個別指導、奨学金の提供、就職支援のための様々な活動等、留学生への支援の体制は個々には整っているが、それぞれを担当する部局は別々であるため、留学生に対する支援を全体として評価し、見直しを行う活動を充実させる。

■現状

(1)

・留学生の受験環境整備として受験制度、奨学金の見直し、広報の充実、日本語力育成のための整備、入学後の支援の充実等の改善を行った。
・春・秋学期に「外国人留学生特別入試」を国内及び海外現地入試を行っている。また、協定校 3 校と編入協定を締結し、編入生や交換留学生を受け入れている。
・受入れ時の日本語レベルが「日本語能力試験」2 級の基準に満たない留学希望者を幅広く受け入れる「別科」を設置している。

(2)

・留学生支援は、日本語レベルに合わせた日本語関連科目の開講、日本語担当教員、アドバイザー、学習支援センターによる個別対応などを全学的に実施している。
・国際交流センターは、中国語・英語で対応できる職員を配置し学修面から生活面まで幅広い支援を行っている。
・留学生対象の奨学金制度「アジア太平洋奨学金」「愛の園奨学金」を整備している。
・留学生との交流イベントを両キャンパスで定期的に行っている。

■評価

(1)

・あらゆる日本語レベルの留学生に対応するプログラムが整備できている。

(2)

・留学生を対象とした奨学金など、支援体制が整備されているが、今後の留学生増加施策に対応するためにも宿舍を確保していく必要がある。

■課題

・留学生を受け入れる受験制度等の効果検証を行う。
・ACP プログラム以外の協定校からプログラム受け入れの希望への対応として学内体制を整備する。

・受け入れ学生への支援として現状の奨学金制度に加え、十分な数の宿舎を確保する。

基準 A. 国際交流・連携

A-4 国内における国際交流機会の充実

○評価の項目

A-4-(1) 学内における国際交流の機会の充実

A-4-(2) 学外における国際交流の機会の充実

■2015 年度自己点検評価書の A-4 の改善・向上方策(将来計画)

- ・グローバル教育センターだけでなく、各学部学科やその他部局を含め、全学的に留学生と日本人学生との交流の機会を増やす方策を検討し実施する。
- ・教職員が、本学の留学生の位置づけその役割について再認識できるよう検討し実施する。

■現状

- (1)
- ・グローバル教育センターを中心に、両キャンパスで留学生と交流する行事を多数企画している。
 - ・各行事参加者募集時に企画運営の補助および留学生の手助けをする学生「ボランティアサポーター」を募集している。
 - ・交換留学経験者の学生と留学に興味を持っている学生のマッチングを行っている。
 - ・派遣予定の学生に、今後派遣される学生の参考となる報告書、写真等の撮影を依頼している。
- (2)
- ・三木市の武者行列、緑が丘小学校訪問や尼崎市の書道体験交流会等両キャンパスで国際交流の機会を積極的に設けている。

■評価

- (1)
- ・国際交流の機会は整備されてきているが、参加者する学生が限られている。
- (2)
- ・地域との交流が進められている。

■課題

- ・交流行事への参加者数の増加を図る。
- ・留学生を活用した授業を展開するなど留学生が他学科専攻の学生と交流する機会を増加させる。

基準 B. 社会連携

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

○評価の項目

B-1-(1) 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

B-1-(2) 教育研究上の大学と地域社会との協力関係の構築

■2015 年度自己点検評価書の B-1 の改善・向上方策(将来計画)

- ・大学は、地域での活動を通じ信頼関係を深め地域を深く理解する。
- ・自治体等の関係機関・団体等との交流・研究等を行う。
- ・地域の行事等への参加や地域の機関・住民団体等も含め積極的に交流を図る。
- ・学内外での活動を組立て学修成果の充実を図り必要な見直しを行うことで実施中の各プログラムのブラッシュアップを図る。
- ・サービ斯拉ーニングは、実施前に十分地域の関係者と話し合い実施し実施後は関係者に結果を報告し評価を受け次年度以降のプログラムのブラッシュアップに繋げる。
- ・公開講座等も地域のニーズと大学の知的資源のマッチングを図り評価を得て、年々ブラッシュアップを図り講座の充実に繋げる。
- ・各事業の目標を明確とし事業終了後に見直しを行い改善に繋がる事業運営を行う。
- ・担当部局の職員と関係教員との交流を密とし教職協働の実現を図る。

■現状

(1)

- ・コミュニティ交流総合センターを設置し地域社会との架け橋としている。
- ・地域に開放している附属施設として、三木キャンパスに心理臨床センターを置き、臨床心理士資格を持つ教員を中心としたスタッフで運営し、大学院生の研修機関も兼ねている。また、尼崎キャンパスには子育て支援センターを置き、地域にニーズに合致した子育て支援サービスを提供している。
- ・コミュニティ交流総合センターは社会連携課が所管し、自治体等の委員委嘱、協定等の窓口の役割や公開講座、教員免許状更新講習、キッズオープンキャンパス及びサービ斯拉ーニングを通して地域との交流や知的財産の提供を行っている。

(2)

- ・地域を学生の学びの場としても活用し、大学と地域社会との協力関係の構築を進めている。
- ・サービ斯拉ーニングは、三木キャンパスで9プログラム、尼崎キャンパスで4プログラムを開講し、問題解決能力を身につけさせるとともに、社会の課題と大学で学ぶ専門知識との関連性を意識させることで、体験と知識を総合化することを目指し実施している。また、活動をより充実させるために、これまでの取り組みの振り返りをさまざまな角度から行い検討を重ねている。

■評価

(1)

・施設の開放、公開講座、教員免許状更新講座、キッズオープンキャンパス、高大連携、授業公開及びサービスラーニング等、地域との交流や地域への本学資源の提供を活発に行えている。

(2)

・コミュニティ交流総合センターと各学科の連携により、地域を学生の学ぶ場としても活用し、大学と地域社会との協力関係の構築が進められている。

■課題

・コミュニティ交流総合センターは、地域連携の活動内容の点検を引き続き行うとともに地域との関係を深めていく。

・コミュニティ交流総合センターは、各学科との連携を強化しコミュニティスタディのプログラムの整理・拡充・深化を行う。